

評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県スカウト運動維持財団（以下「この法人」という。）の定款第13条（評議員に対する報酬等）及び第26条（報酬等）の規程に基づき、この法人の評議員及び役員の報酬の支給の額及び支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。

3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、参加費、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、この法人の理事会及び評議員会等の会議並びにこの法人の事業に関係がある会議等に参加した場合に支給する日額報酬とする。

2 前項の報酬額は、一人に対して1日につき10,000円とする

3 この法人の業務執行理事報酬及び賞与は別途、代表理事が定める。

4 前項の理事は、前2項で定める報酬を支給しない。

5 報酬は、会議等に参加する都度、支給する。

6 役員等からの申し出により、報酬を支給しないことができる。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補足)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は 令和7年4月1日から施行する。